

第10回全国相撲指導者研修会開催要項
《国庫補助事業》

- 1 趣 旨 全国で相撲を指導する小中学校・高等学校の教員及び社会体育指導者並びにこれらを目指す者等を対象に、相撲の授業における指導の理論と方法に関する研修会を実施し、専門的な知識・技術・指導法を習得した指導者を養成する。もって我が国の伝統と文化に立脚した相撲を通じた人格形成活動の普及振興を図る。
- 2 名 称 第10回全国相撲指導者研修会
- 3 主 催 公益財団法人日本武道館、公益財団法人日本相撲連盟
- 4 後 援 スポーツ庁、勝浦市教育委員会（予定）
- 5 期 間 令和5年11月17日（金）～19日（日）
- 6 場 所 日本武道館研修センター（千葉県勝浦市沢倉582）
TEL 0470-73-2111 FAX 0470-73-2819 ※勝浦駅から徒歩15分
- 7 参加資格 以下の（1）～（2）の全ての条件を満たす者
（1）以下の①～④のいずれかの条件を満たす者。相撲経験は問わない。
① 小中学校・高等学校の教職員及び指導者。
② 社会体育指導者。
③ 上記①及び②を目指す者。
④ 各都道府県相撲連盟、全国高等学校体育連盟相撲専門部、日本学生相撲連盟、日本実業団相撲連盟、日本女子相撲連盟との調整のもと外部指導員となりうる者として、公益財団法人日本相撲連盟が認めた者。
（2）主催者、施設管理者の定める新型コロナウイルス感染防止のための対策および措置に従うことを約諾する者。※基礎疾患を有している者は、あらかじめ主治医の了解を得ること。
- 8 参加人数 80名（人数調整は主催者が行う。）
- 9 申 込 先 〒169-0073 東京都新宿区百人町1-15-20 公益財団法人日本相撲連盟 宛
- 10 申込締切 令和5年9月29日（金）必着
- 11 参加者補助（1）参加費無料。研修会当日に資料を無料贈呈。
（2）旅費（交通費・宿泊費）について
①日本武道館が定める交通費（往復）及び宿泊費（食事付）を補助する。ただし、所属団体等より往復交通費の補助を受けている者には補助しない。申込書に記入のこと。
②交通費は、研修会への出席を確認の上、終了後に振込による支払いとする。宿泊費（食事付）は、主催者（日本武道館）と宿泊施設間で精算するため、参加者に対して直接的な支払いは行わない。
③切符・チケットは各自手配のこと。なお、パック商品の使用は原則不可とする。
④手配した切符・チケットのうち、航空賃については、購入時の領収書と搭乗半券（コピー・電子データ可）の提出をもって実費精算するので、必ず保管しておくこと。なお、航空賃の補助は、北海道、四国、九州（沖

縄県含む)に居住地を有する者を対象とし、それ以外は鉄道賃の補助とする。航空賃の額は、当財団が定める航空賃(スタンダードクラス座席の通常料金相当)を上限として実費を支給する。したがって早割で上位クラス座席を利用した場合であっても、早割かつ通常の座席料金までの支払いを原則とする。提出方法等は参加申込者に対して後日送付する書類を参照のこと。

- 12 所持品 運動着、保険証、筆記具、室内履き(スリッパなど)、中学校武道必修化指導書(所有している方は持参)。
※タオル、歯ブラシ等はないので各自持参のこと。
※マスクの着用については個人の判断とする。
- 13 研修計画 実施内容・日程表及び当日配布するプログラムに沿って実施し、参加者には主催者より修了証を授与する。
- 14 連絡事項 (1) 風呂・トイレは共有となる。
(2) 参加が確定した方には、事務局からお知らせするので、航空券・旅券の手配は参加が確定次第行うこと。
(3) 参加者には研修会当日までに簡単な事前課題に取り組んでいただくので、詳細は申し込み後に主催者から通知する。
(4) 体調がすぐれない場合(発熱等)は、参加を見合わせる。また、今後、新型コロナウイルス感染症等の影響により運営方法を変更する場合がある。
(5) 交通費は、出席を確認した後、事業終了後に各人の指定口座に振り込む。
- 15 その他 初回参加者には日本武道協議会設立40周年記念『中学校武道必修化指導書(DVD3巻付)』(武道編・相撲編)を無償配布する。
- 16 問合せ先 **【研修内容・日程・申込書提出について】**
公益財団法人日本相撲連盟
〒169-0073 東京都新宿区百人町1-15-20
TEL: 03-3368-2211 FAX: 03-3368-0440
(土・日・祝日を除く)
- 【会場・宿舎・旅費について】**
公益財団法人日本武道館 振興部振興課
〒102-8321 東京都千代田区北の丸公園2-3
TEL: 03-3216-5134 FAX: 03-3216-5117
(土・日・祝日を除く)

以上